

長崎県高等学校野球連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、長崎県高等学校野球連盟と称する。

第2条 連盟事務局は、原則として理事長在任の学校に置く。

第2章 支 部

第3条 県内を3地区に区分し、長崎地区支部・中地区支部・佐世保地区支部を置く。

第3章 目的並びに事業

第4条 本連盟は、高等学校教育の一環として、高等学校野球の健全な普及発展とスポーツマンシップの高揚を図ることを目的とする。

第5条 第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校野球に関する研究調査並びに指導奨励。
- 2 高等学校野球大会、その他の試合の主催並びに協力。
- 3 他都道府県連盟との交渉、対外試合の主催並びに協力。
- 4 関係諸機関、諸団体との連絡調整。
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第4章 組 織

第6条 長崎県内の高等学校で野球部を有し、本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第5章 加 盟

第7条 本連盟に加盟を希望する高等学校は、年度毎に加盟申請書を提出し、会長の承認を得なければならない。

第6章 役員並びに任務

第8条 本連盟には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名
理 事 長	1名
副理事長	3名
理 事	各地区 5名程度
会計理事	1名
会計監査	2名

- 1 会長は本連盟を代表し、これを統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3 理事長は会長と相談の上、会務の協議並びに事業の運営にあたり、副理事長・理事・会計理事はこれを補佐する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。理事・会計理事はこれを補佐する。
- 5 会計理事は県連盟の財務の任にあたる。
- 6 会計監査は財務を監査する。

第7章 役員を選出と任務

第9条 役員を選出並びに任期については、次のように定める。

- 1 会長は、校長会において長崎地区校長の中から選出する。
- 2 副会長は、中地区・佐世保地区公立校長より各1名、私立校長より1名を会長が推挙し、公立校長は各支部長を兼任する。
- 3 理事長は、役員会において選出され、会長が委嘱する。
- 4 副理事長は、役員会において各地区支部より1名ずつ選出され、会長が委嘱する。
- 5 理事は、各地区支部の責任教師会において各地区5名程度が選出され、会長が委嘱する。
- 6 会計理事は、役員会において選出され、会長が委嘱する。
- 7 会計監査は、会長が委嘱する。
- 8 役員の変更は4月に行い、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 9 補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第10条 本連盟に顧問を置くことができる

- 1 顧問は、役員会の推薦を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 3 任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第8章 会 議

第11条 会議は責任教師会並びに役員会とする。会議の議長は、理事長があたる。

1 責任教師会

- (1) 責任教師会は会長がこれを招集し、連盟の規約並びに運営の大綱を決定する。
- (2) 定期責任教師会は年2回とし、3月と6月に行う。
- (3) 臨時責任教師会の必要がある場合、会長がこれを招集する。

2 役員会

役員会は会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 責任教師会に提示する議案。
- (2) 予算案・決算案。
- (3) 規約の改定。
- (4) その他必要事項。

3 会議は構成員の3分の2以上の参加によって成立し、決議を要する事項については、出席者の2分の1以上の可否によって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第9章 会 計

第12条 本連盟の会計は、加盟金・入場料・その他の収入をもって充てる。

第13条 会計年度は、2月1日より翌年1月31日までとする。

第14条 会計規定は、別に定める。

第10章 付 則

第15条 本規約の施行についての必要細則は、役員会の承認を得て、会長が定める。

(付 則) この規約は昭和45年11月11日より施行する。

昭和50年5月17日に一部改定

昭和56年4月 1日に一部改定

昭和58年4月 1日に一部改定

平成11年4月 1日に一部改定

平成16年4月 1日に一部改定

平成17年4月 1日に一部改定

平成25年4月 1日に一部改定

平成30年5月11日に一部改正

令和 3年5月12日に一部改正